
令和4年度 給付金不正認定・債権回収対応等事業 に係る業務報告書

弁護士法人一番町綜合法律事務所

令和5年3月31日

背景

中堅・中小企業の事業継続を支援するため中小企業庁が給付した以下の支援金において、不正受給者または不正受給の疑義がある者がおり、適切な対応が必要な状況となっている。

【対象となる給付金種別】

- ・持続化給付金
- ・家賃支援給付金
- ・一時支援金
- ・月次支援金
- ・事業復活支援金

目的

不正受給者または不正受給の疑義がある対象者に対し、税金を毀損させないように、給付金回収に向けた対応を行う。

実施業務概要

- (1) 不正受給認定等のための調査等
- (2) 不正受給認定者等への催告等
- (3) 長期未返納者に対する法的対応等

2. 実施業務の個別内容

2

実施業務概要		業務目的
(1) 不正受給認定等のための調査等		
①	自己申告書の取得等	不正受給疑義者に対し、受給状況に係る申告書の送付及び回収
②	認識確認書の送付	誤認や過誤等により給付を受けたと思われる者に対し、誤認・過誤等の有無を確認するため文書を送付
③	判決書等の入手	不正受給により刑事裁判で判決が出た案件等の判決書等を取付け
④	不正受給認定等に係る法的な助言等	法的リスクが生じぬよう対応策及び書面等に係るリーガルチェック
(2) 不正受給認定者等への催告等		
①	納入期限の催告業務	歳入徴収官が納入告知書を発行した後、一定期間が経過した際の架電による催告
②	返納通知認識調査	中小企業庁が送付した案内を認識できているか架電により確認
③	問合せ対応	供託・破産・民事再生等を含む各種問合せ対応
④	所在等調査	公簿取得、所在調査等の実施
(3) 長期未返納者に対する法的対応等		
①	捜査状況及び刑事裁判進捗状況確認	捜査状況及び刑事裁判進捗状況の調査
②	債務名義取得・ 履行請求等	書類作成や証拠の収集
③		所在・資産状況等調査
		法的措置に係る申立書等の書類作成等
		公簿取得・所在調査・各種関係先照会等

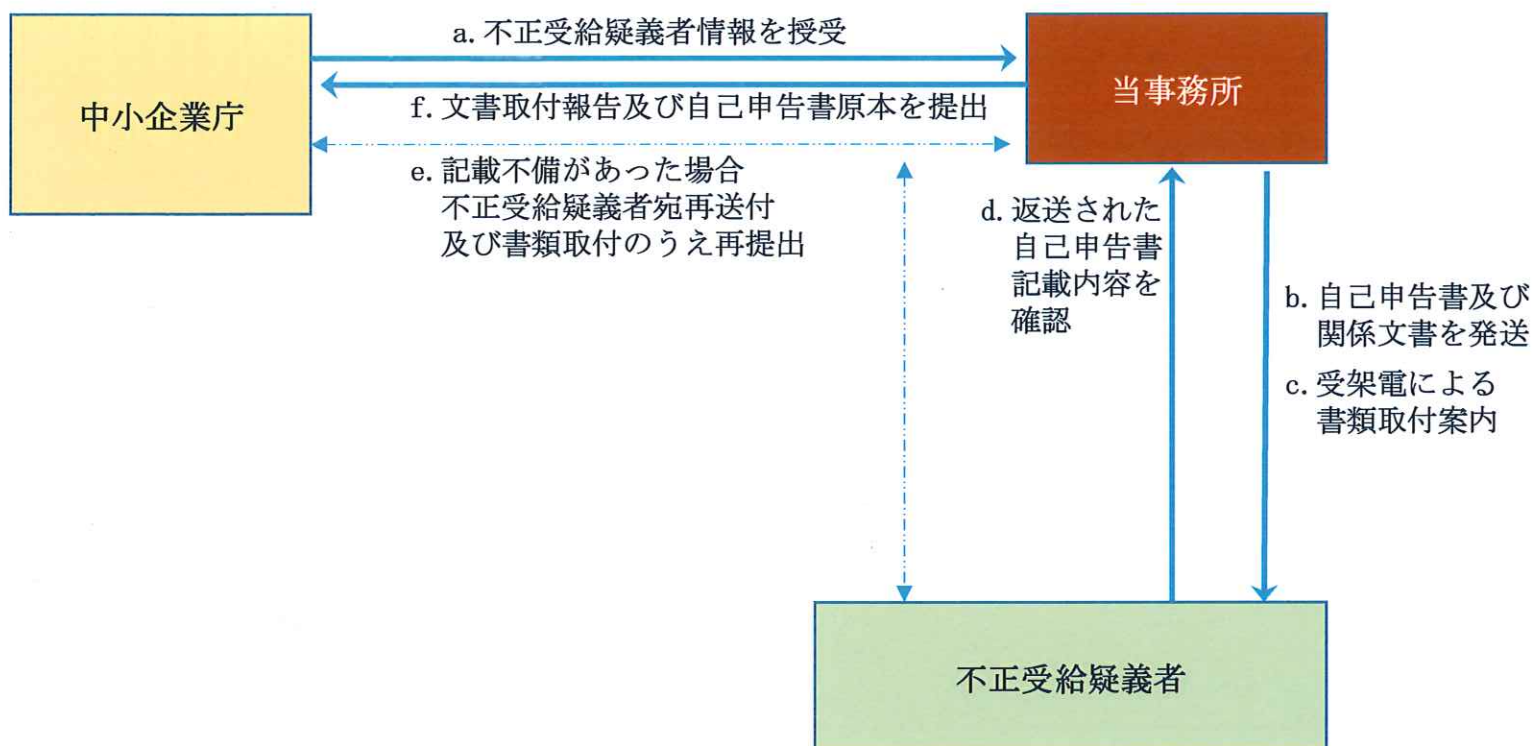
(1) 不正受給認定等のための調査等

① 自己申告書の取得等

業務概要

◆ 不正受給疑義者に対し自己申告書を発送し回収

- a. 中小企業庁より不正受給疑義者情報を受領
- b. 自己申告書及び関係文書を不正受給疑義者へ発送
- c. 不正受給疑義者への受架電による書類取付案内
- d. 自己申告書の受領と記載内容確認
- e. 記載不備があった際の補正手続（再送付及び架電による書類取付交渉）
- f. 文書取付報告及び文書提出

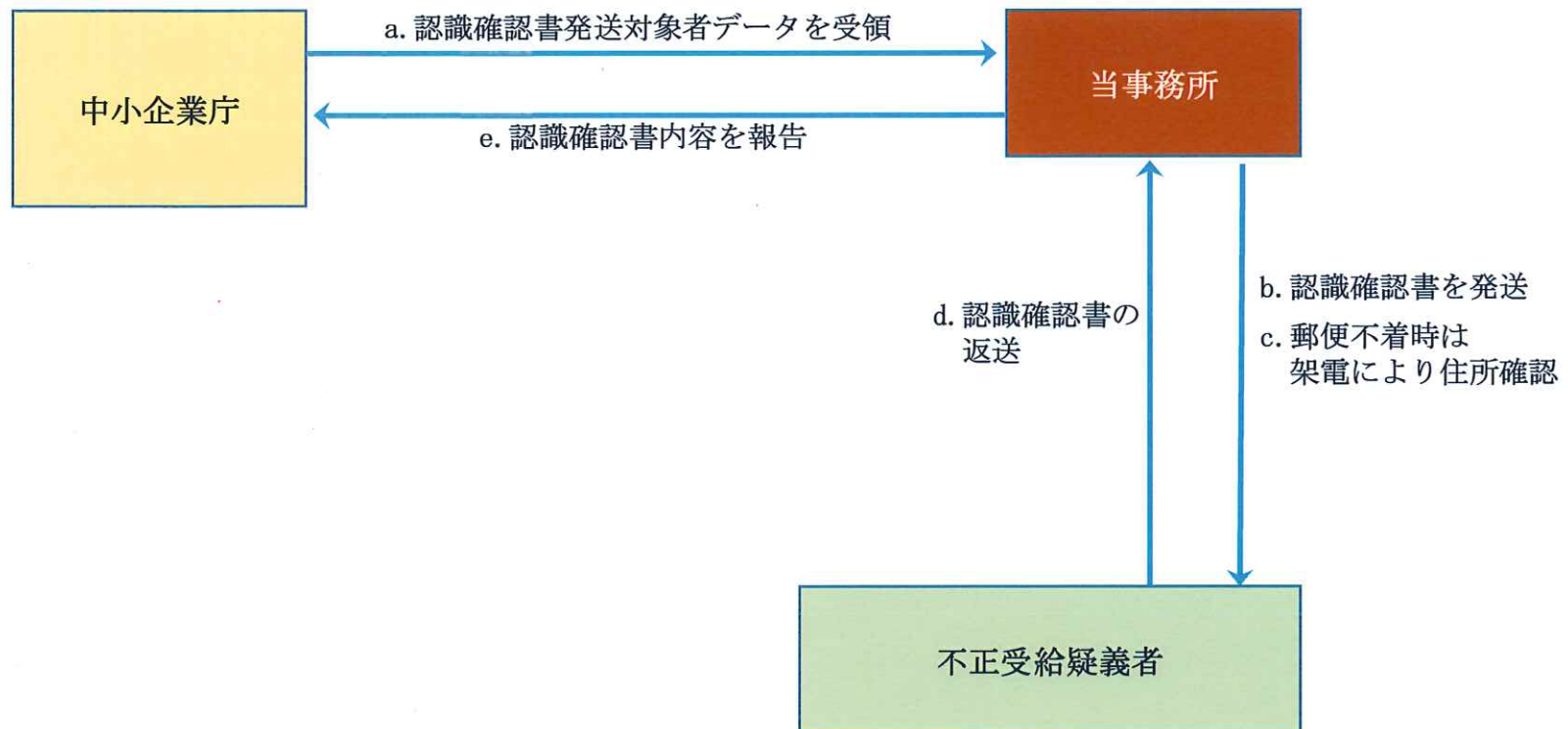


②認識確認書の送付

業務概要

◆ 給付条件に合致しないにもかかわらず、誤認や過誤により給付を受けたと思われる者に対し、申請した内容について誤認・過誤等の有無を確認するための文書を送付

- a. 中小企業庁より発送対象者情報を受領
- b. 認識確認書及び関係文書を一式を発送対象者へ郵送
- c. 発送後、郵便不着となった場合は対象者宛架電し現住所を確認
⇒新住所判明時は認識確認書を再発送
- d. 返送された認識確認書を受領
- e. 中小企業庁へ認識確認書内容を報告



③判決書の入手

業務概要

◆ 給付金の不正受給により刑事裁判で判決が出た案件の判決書を取付

中小企業庁からの依頼に基づき、弁護士対応により、検察庁・裁判所・弁護士会・弁護士協同組合・各地の謄写センター・司法協会・法務弘済会等より判決書を入手する。

- ・ 問合せ及び申請可能な先を事前に調査し、依頼に対し即応できる体制を構築
- ・ 依頼時はスピーディな処理により、判決書等を早期取得

④不正受給認定等に係る法的助言等

業務概要

◆ 各種発送予定文書内容や文面への記載方法等及び不正受給疑義者等の代理人からの申し出等への対応時に、法的リスクが生じないよう書面内容、対応方法等に関する法的助言を実施

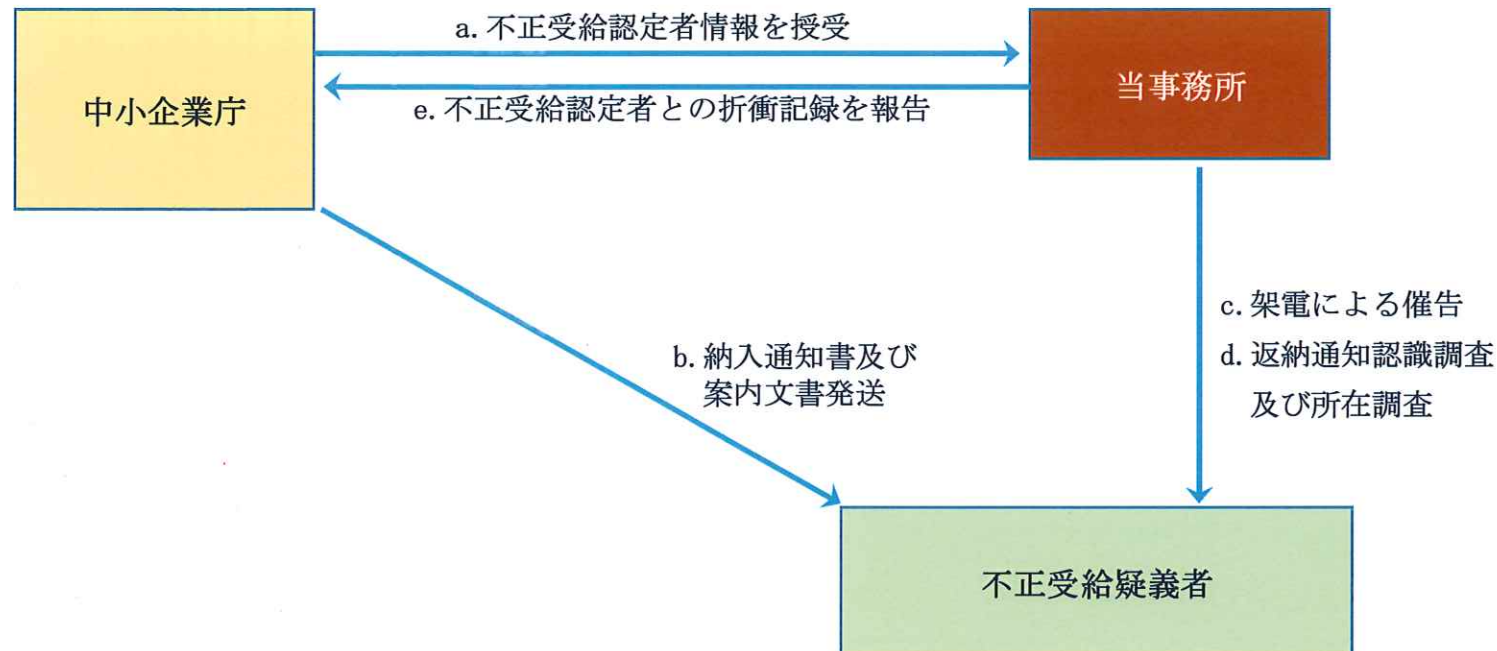
本業務遂行時に、法的な見解の確認が必要な際は中小企業庁からの依頼に基づき、所属弁護士が協議のうえスピーディに回答

(2) 不正受給認定等への催告等

①納入期限の催告業務 及び ②返納通知認識調査

業務概要

- ◆ 不正受給認定者に対し、歳入徴収官が納入通知書を発行した後、一定期間が経過しても納付が確認できない者に対して定期的に架電催告及び所在調査を行う。
- ◆ 架電催告時に、中小企業庁が送付した納入通知書及び案内文書を読んでいたか、給付規程に基づき延滞金や加算金を支払う必要があること等を正しく認識しているか確認を行う。
 - a. 中小企業庁より納入通知書等発送対象者に係る情報を受領
 - b. 中小企業庁より納入通知書等を発送
 - c. 納入通知書等発送のタイミングに併せ、不正受給認定者宛に架電にて催告実施
 - d. 継続架電により不正受給認定者との接触を持ち、中小企業庁が送付した納入通知書等を受領し、内容が認識できているか確認
⇒併せて、所在確認調査を実施
 - e. 不正受給認定者との折衝状況を記録し中小企業庁へ報告



③不正受給疑義者・不正受給認定者等からの問合せ対応

業務概要

◆不正受給疑義者・不正受給認定者及びその代理人との交渉の過程において、供託、破産、民事再生等、本事業に係る問合せが発生した際に適切な対応を行う。

- ・原則、事前に共有済である中小企業庁の考え方を明確に回答
- ・懸案事項については適宜中小企業庁と協議を行い確実な回答を実施

④不正受給認定者に係る所在等調査

業務概要

◆歳入徴収官が納入告知等を行う際に、所在や連絡先が不明である場合は所要の調査を行う。

- ・住民票・戸籍謄本・戸籍附票をスピーディに取得し居住先を特定
- ・登録住所や過去居住していた住所等への調査により、不正受給認定者の所在を判明
- ・その他、所在確認に繋がる手法を検討及び中小企業庁と協議し実行

(3) 長期未納者に対する法的対応等（債務名義取得及び履行請求等）

①長期未納者に係る捜査状況及び刑事裁判進捗状況の確認等

業務概要

- ◆ 長期未納者の捜査状況等を可能な限り警察・検察又は代理人等に確認し中小企業庁に報告する。
 - ・ 依頼に基づき、スピーディかつ確実に適所より情報を収集
 - ・ 収集した情報を正確に中小企業庁へ報告

②債務名義取得及び履行請求等のための書類作成等

業務概要

- ◆ 長期未返納者に係る法的措置に向けた原案の作成及び債務名義取得及び履行請求等するために必要な書類等を作成する。
 - ・ 依頼に基づき、スピーディかつ確実に事務所内協議のうえ文書を作成し納品
 - ・ 不明点等は中小企業庁と密接に協議のうえ対応

③債務名義取得及び履行請求等に係る証拠の整理や収入や所在・資産状況等の調査

業務概要

- ◆ 長期未返納者の所在及び資産状況等を確認するために所要の調査を行う。
 - ・ 住民票・戸籍謄本・戸籍附票をスピーディに取得し居住先を特定
 - ・ 登録住所や過去居住していた住所等への調査により、不正受給認定者の所在を判明
 - ・ その他、所在確認に繋がる手法を検討及び中小企業庁と協議し実行
 - ・ 収集した情報をスピーディに中小企業庁へ情報連携し更なる対応を実施